



平成19年 5月14日

各 位

会 社 名	NEC モバイリング株式会社
代表者名	代表取締役社長 松尾 義武 (コード番号 9430 東証第一部)
問合せ先	執行役員 田中 哲男 (TEL 045-476-2311)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年 5月14日開催の取締役会において、定款一部変更の件に関し、平成19年 6月 22日開催予定の当社第35期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

執行役員制度による業務執行体制の定着に伴い、役付取締役制度を廃止することとし、役付取締役に係る規定を削除しようとするものであります。また、これに伴い、株主総会の議長に関する規定を改めようとするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本決議の効力は、本総会の終結の時をもって生じることといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 7 条 (議長)</p> <p>株主総会の議長は、<u>取締役会長がこれに当る。取締役会長が欠員であるかまたは、事故があるときは取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故のあるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 7 条 (議長)</p> <p>株主総会の議長は、<u>取締役会で定めた代表取締役にこれに当る。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 2 3 条 (代表取締役等)</p> <p>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p><u>取締役会は、その決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 2 3 条 (代表取締役)</p> <p>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p>

以 上